

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金		担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	がん対策・健康増進課		がん対策・健康増進課長 椎葉 茂樹		
会計区分	一般会計		施策名	X-1-1 国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	たばこ規制枠組条約第24条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制とたばこの規制に関する国際協力について定めるものである。 この条約は、これまで各国が個別に実施していた、たばこ対策について国際協力の枠組みを与える第一歩となるものであり、この条約の発効は、たばこ対策についての国際的な取組みを進める上で大きな意義がある。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が、①締約国会議及び補助機関の会合を準備すること並びに必要なに応じてこれらの会合に役務を提供すること。②この条約に従って事務局が受領した報告を送付すること。③締約国がこの条約に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり、その要請に応じて該当締約国に支援を提供すること。④締約国会議の指導の下にこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。⑤締約国会議の指導の下に、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整を行うこと。等の任務を遂行するにあたっての経費を負担する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	83	78	59	60	52	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	83	78	59	60	52		
	執行額	83	78	59				
執行率(%)	100	100	100					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	喫煙率 ※各国ごとに喫煙率が出されるため、世界全体の喫煙率はないことから、「成果実績」には日本の喫煙率を記載			%	19.5	20.1	調査中	前年度以下
			達成度	%	-	97	調査中	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	たばこ規制枠組条約の締約国数			国	172	174 (前年度以上)	176 (前年度以上)	前年度以上 (前年度以上)
単位当たりコスト	-		算出根拠	事業が広範であり、単位当たりコストの算出は困難である。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	分担金	60	52					
	計	60	52					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
の国 必費 投 入 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	国が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る締約国会議事務局経費の分担金であるので、国費を投入する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国が締結している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る締約国会議事務局経費の分担金であるので、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			—		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	世界中の国々において、たばこによる健康被害は甚大であることから、その規制を訴える条約事務局の活動により、締約国が増加しており、実績は伴っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度は、たばこ規制枠組条約の締約国数が増加し、世界規模でたばこによる健康被害を減らそうという流れになっている。我が国は支出先であるたばこ規制枠組条約締約国会議が予算や実施事業等を決定するたばこ規制枠組条約締約国会議等へ政府代表を派遣し、意見を述べることで我が国の財政支援が的確に使用されるよう努めている。国際条約の規定に基づく、分担金であり、今後もたばこ枠組条約締約国会議が行われ、たばこ対策を強力に推進することが求められており、2010年11月ウルグアイで開催されたたばこ規制枠組条約第3回締約国会議において、2012年から2013年度の条約事務局経費(条約第24条3に基づく活動費用)として、911万ドルが承認され、日本政府は、16%を自発的分担金として負担することが定められている。2014年度から2015年度の条約事務局経費(条約第24条3に基づく活動費用)として、910万ドルが承認され、日本政府は、13.8%を自発的分担金として負担することが定められている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	たばこ規制枠組条約締約国怪異事務局への拠出金であり、経費の必要性及び執行の観点からも妥当であり、引き続き効率的な執行となるよう努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	556	平成23年	506	平成24年	448

厚生労働省  
59百万円

たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金を拠出

【国際分担金等】

A. 世界保健機関  
59百万円

締約国会議開催の経費や各国報告書提出のための支援、たばこ規制関連ガイドライン(たばこ製品の含有物に関する規制、情報開示に関する規定等)の策定等技術的・専門的な措置に使われている。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.WHO(世界保健機関)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
分担金	たばこ規制枠組条約第24条に基づく分担金	59			
計		59	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

支出先上位10者リスト

A.	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	WHO(世界保健機関)	たばこ枠組条約締約国会議事務局分担金の拠出	59		